

平成27年10月からマイナンバーを一人ひとりにお届けします!!



マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。

Q マイナンバーが届いたら、何をすればいいの?

A 平成27年10月から皆様の住民票の住所にマイナンバーを通知するカード(通知カード)が郵送され、平成28年1月から税・社会保障の申請書等へのマイナンバーの記載が順次始まります。通知カードはマイナンバーを申請窓口で確認するための大切な書類です。大切に保管ください。

Q マイナンバーはどういう場面で利用するの?

A 社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。年金・雇用保険・医療保険の手続きや生活保護・福祉の給付、税の確定申告の手続きなど、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。また、税や社会保険の手続きで事業主や証券会社、保険会社が個人に代わって手続きを行う場合もあり、勤務先などにマイナンバーの提出を求められる場合があります。

マイナンバーの
お問い合わせは

0570-20-0178

マイナンバー

検索

未承認遺伝子組換えパパイヤ※「台農5号」の除去にご協力を!

※当該遺伝子組換えパパイヤ種子及び苗の販売時の名称

ご家庭で、パパイヤを食べた後、その種はどうしていますか?我が国で認められていない遺伝子組換えパパイヤを知らずに育てていませんか?

平成23年に、県内で、我が国では栽培や流通が認められていない(未承認の)遺伝子組換えパパイヤが生育していることが判明しました。

そのため、庭先に品種が不明で、葉柄の赤いパパイヤ(写真右上)が生育していたら、未承認の遺伝子組換えパパイヤの可能性もありますので、果実を他人に配ったり、種子を撒いたりするのは控えましょう。

なお、葉柄が赤くても「EXP15」、「甘泉」、「プレミアム」、「豊作」等の品種が判っているものであれば、遺伝子組み換え体ではないことから、検査の必要はありません。

国では、未承認遺伝子組換えパパイヤかどうかについて、7月以降、要望に応じて無料で検査を実施しています。「品質不明で 葉柄の赤いパパイヤ」がご自宅の庭などで生育していましたら、右記の連絡先までご相談下さい。

なお、当該パパイヤの食品としての安全性については、厚生労働省が食べることによる体への影響は確認されていないとの見解が示されています。

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/pdf/110421-02.pdf>

●葉柄が赤い



未承認の遺伝子組換えと思われる
パパイヤ

●葉柄が緑色

問題の無い
パパイヤ



【連絡先】

- 農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 ☎03-6744-2102
- 沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課 ☎098-866-1672
- 沖縄県 農林水産部 園芸振興課 果樹班 ☎098-866-2266
- うるま市役所 経済部 農政課 農産係 ☎098-965-5607